

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
実施方針

平成 31 年 1 月

鳥取県

## 目 次

I.	特定事業等の選定に関する事項.....	3
1.	本事業の概要.....	3
2.	本事業の事業内容.....	8
3.	特定事業の選定方法に関する事項.....	15
II.	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	17
1.	募集及び選定方法.....	17
2.	選定の基本的な考え方.....	17
3.	募集及び選定スケジュール.....	17
4.	応募者の参加資格要件.....	18
5.	審査及び選定手続.....	20
6.	提出書類の取扱い.....	24
III.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	25
1.	本事業の前提条件.....	25
2.	リスク分担の基本的な考え方.....	26
3.	事業者の責任の履行確保に関する事項.....	28
4.	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	28
IV.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	31
1.	事業対象地.....	31
2.	対象施設.....	31
V.	契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	32
1.	特定事業契約に定めようとする事項.....	32
2.	疑義が生じた場合の措置.....	33
3.	準拠法及び管轄裁判所の指定.....	33
VI.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	34
1.	本事業の継続が困難となった場合の措置.....	34
2.	融資機関と県との協議.....	35
VII.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	36
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	36
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	36
3.	その他の協力に関する事項.....	36
VIII.	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	37
1.	使用言語、通貨.....	37
2.	応募に伴う費用の負担.....	37
3.	情報提供.....	37

**【添付書類等】**

様式1 守秘義務に係る誓約書

様式2 実施方針等に関する質問・意見書

別紙 リスク分担表

## 1. 特定事業等の選定に関する事項

### 1. 本事業の概要

#### (1) 事業名称

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 本事業に供される公共施設等の種類

水力発電所及びこれに附帯する施設

#### (3) 公共施設等の管理者

鳥取県知事 平井伸治

#### (4) 担当部署

鳥取県企業局経営企画課

住 所 : 鳥取市東町1丁目271

電話番号 : 0857-26-7449

電子メールアドレス : kigyou@pref.tottori.lg.jp

#### (5) 事業の背景・目的

鳥取県営電気事業は、かつては戦後の電力不足を背景に新たな電源の開発、電力の安定供給に寄与してきたところだが、現在では、地球温暖化対策を背景とした県内における再生可能エネルギーの普及拡大及び安定供給並びに発電収益を活用した鳥取県（以下「県」という。）の施策展開といった点で地域に貢献している。

このように、時代のニーズに合わせて事業を継続してきたところだが、発電事業の開始時期に建設した発電施設については、運用開始後半世紀以上を経過し老朽化が進んだため、今後安定的に再生可能エネルギーの供給を行う上で老朽化した発電設備を更新するとともに、長寿命化に向けた大規模な改修を行う必要がある。

また、県営電気事業の安定経営の上で、発電コストの一層の削減はもとより、より効率的な経営形態や組織体制の効率的な構築に向け、発電施設の改修・管理運営について、民間経営手法の導入等民間の経営ノウハウ、技術力を取り入れていく必要もある。

以上を踏まえ、県では、老朽化した発電施設について再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）を活用した施設改修、効率的な運営維持に向け、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を全面的に活用するものとし、公共施設等運営権事業（コンセッション方式）を導入することとした。

コンセッション方式の導入により、民間の資金・技術を活用した発電施設の再整備、発電施設の長寿命化・効率的な運営維持、民間への市場開放に伴う地域経済の活性化、

F I T制度適用や発電事業の効率化を通じた県利益の最大化を図るものである。

**(6) 募集要項等**

公募の開始と同時に新たに開示する資料は、以下を想定している（①から⑦を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書
- ③ 優先交渉権者選定基準
- ④ 基本協定書
- ⑤ 特定事業契約書（案）
- ⑥ モニタリング基本計画書
- ⑦ 開示資料

なお、特定事業契約とは、基本契約、再整備契約及び公共施設等運営権実施契約から構成される。基本契約とは、本事業における基本事項、並びに再整備契約及び公共施設等運営権実施契約の共通事項を規定するものである。再整備契約とは、再整備業務に係る個別事項を規定するものである。公共施設等運営権実施契約とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」という。）第 22 条第 1 項に定める公共施設等運営権実施契約で、運営維持業務に係る個別事項を規定するものである。

**(7) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等**

本事業の実施に当たっては、関連の各種法令等によることとする。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりである。

**① 法令**

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）
- ・ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 50 号）
- ・ 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和 12 年法律第 100 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・ その他関係する法令・施行規則等

## ② 条例

- ・ 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年鳥取県条例第 19 号）
- ・ 鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）
- ・ 鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）

- ・ 鳥取県建築基準法施行条例（昭和 47 年鳥取県条例第 43 号）
- ・ 鳥取県地球温暖化対策条例（平成 21 年鳥取県条例第 36 号）
- ・ 鳥取県公害防止条例（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）
- ・ 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成 17 年鳥取県条例第 67 号）
- ・ 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年鳥取県条例第 37 号）
- ・ 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和 53 年鳥取県東部広域行政管理組合条例第 21 号）
- ・ 鳥取県中部ふるさと広域連合火災予防条例（平成 10 年鳥取ふるさと広域連合条例第 29 号）
- ・ 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和 51 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 17 号）
- ・ その他関係する条例

### ③ 規格、規程等

- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・ 日本照明器具工業会規格（JIL）
- ・ 圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 発変電規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 電気保安通信規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 系統連系規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ その他関係する規格、規程等

### ④ 要綱、基準等

- ・ 河川砂防技術基準（国土交通省）
- ・ 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（一般社団法人電力土木技術協会）
- ・ コンクリート標準示方書（公益社団法人土木学会）
- ・ 道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工カルバート工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工切土工・斜面安定工指針（公益社団法人日本道路協会）

- ・ 道路土工仮設構造物工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路土工盛土工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 水門鉄管技術基準（一般社団法人電力土木技術協会）
- ・ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- ・ 発電設備系統連系サービス要綱（中国電力株式会社）
- ・ 系統連系関係業務取扱要則（中国電力株式会社）
- ・ 給電規程（中国電力株式会社）
- ・ 給電運転要則（中国電力株式会社）
- ・ 停電作業調整細則（中国電力株式会社）
- ・ 需給計画要則（中国電力株式会社）
- ・ その他関係する要綱、基準等

#### ⑤ 関係仕様書等

- ・ ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書（国土交通省）
- ・ 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- ・ 鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部技術企画課）
- ・ 鳥取県土木工事施工管理基準（鳥取県県土整備部技術企画課）
- ・ 建築工事仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 建築改修工事仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 電気設備工事特記仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 機械設備工事特記仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ 建築物解体工事仕様書（鳥取県総務部営繕課）
- ・ その他関係する仕様書等

#### ⑥ 鳥取県の上位計画等

- ・ 鳥取県の将来ビジョン（追補版）（平成 26 年 10 月）
- ・ 鳥取県企業局経営プラン 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度（平成 29 年 3 月）
- ・ 第 2 次鳥取県環境基本計画（平成 24 年 3 月）
- ・ 第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン（平成 28 年 3 月）
- ・ 鳥取県地域防災計画（平成 27 年度補正）
- ・ 鳥取県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）
- ・ 鳥取県有施設中長期保全計画（平成 29 年 2 月）
- ・ その他関係計画等



## 2. 本事業の事業内容

P F I 法第2条第5項に定める選定事業者（以下「選定事業者」という。）が設立する特別目的会社（本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「事業者」という。）は、本事業において、以下の（1）に掲げる施設について、（2）の業務を実施するものとする。

### (1) 事業対象施設

本事業の対象となる施設は、以下の運営権設定対象施設及び運営権設定対象施設以外の関連施設（これらを総称して以下「事業対象施設」という。）から構成される。

#### ① 運営権設定対象施設

本事業における運営権設定対象施設は、以下の4発電所（以下「運営権設定対象施設」という。）のとおりである。

##### ア 小鹿第一発電所

- ・ 中津ダム
- ・ 取水設備（中津ダムを含め、合計5箇所）
- ・ 幹線導水路（圧力隧道、水管橋）等、各取水支線
- ・ サージタンク
- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋、クレーン
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

##### イ 小鹿第二発電所

- ・ 三朝調整池
- ・ 取水設備（三朝調整池を含め、合計5箇所）
- ・ 幹線導水路（圧力隧道、無圧隧道）等
- ・ サージタンク
- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋、クレーン
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

##### ウ 日野川第一発電所

- ・ 取水設備（菅沢ダムを含め3箇所）
- ・ 導水路（無圧隧道、圧力隧道）及び各取水支線

- ・ サージタンク
- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋、クレーン
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

## エ 春米発電所

- ・ 茗荷谷ダム
- ・ 取水設備（茗荷谷ダムを含め、合計 10 箇所）
- ・ 幹線導水路（圧力隧道）及び縦坑等、各取水支線
- ・ サージタンク
- ・ 水圧管路
- ・ 発電所基礎・建屋、クレーン
- ・ 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- ・ 放水路

## ② 運営権設定対象施設以外の関連施設等

本事業における運営権設定対象施設以外の関連施設等（以下「関連施設」という。）は以下のとおりである。

- ・ 運営権設定対象施設を運営維持するための管理事務所
- ・ 運営権設定対象施設の運営維持に必要な監視制御システム

## (2) 対象業務

本事業は、義務事業及び任意事業により構成される。

業務委託等を行う上で事業者が遵守すべき事項、手続等、本事業における詳細な実施条件については、募集要項等において示す。

### ① 義務事業

#### ア 再整備業務

事業者は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所（以下「再整備業務対象施設」という。）について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 3 条第 1 項に規定する調達価格が、同法施行規則（平成 24 年 6 月 18 日経済産業省令第 46 号）第 3 条第 13 号又は第 15 号に規定する発電設備の区分等（以下「新設区分」という。）に適合するための再整備を行わなければならないものとする。

なお、事業者は、再エネ特措法第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る手続を含め、再整備業務対象施設の整備に必要な調査・設計、更新工事等の一切の業務（以下「再整備業務」という。）を、事業者の責任で実施し、その費用は県が負担するものとする。ただし、再整備業務に要する費用は、本事業における公共施設等運営権に対する対価（以下「運営権対価」という。）の一括金の一部と相殺する。また、関連施設の費用は事業者が負担するものとする。

## イ 運営維持業務

事業者は、運営権設定対象施設の運営維持業務として、以下の業務を実施しなければならないものとする。詳細は要求水準書によることとする。

### (ア) 運営業務

運転管理業務、監視業務、記録・報告業務、その他

### (イ) 維持管理業務

巡視・点検業務、設備の改良・保全、事故・緊急時対応、異常気象・災害時等の対応、渇水時の対応、安全管理、ダムに関する業務、その他

## ウ 統括マネジメント業務

事業者は、統括マネジメント業務として、本事業のプロジェクトマネジメント業務及び経営管理業務を実施しなければならないものとする。詳細は要求水準書によることとする。

## ② 任意事業

事業者若しくはコンソーシアム構成員（定義は後述Ⅱ-4（1）のとおり。）又はコンソーシアム構成員が事業者とは別途設立する特別目的会社は、義務事業の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、義務事業に関連する範囲内で任意の事業（以下「任意事業」という。）を自らの責任及び費用負担で行うことができる。なお、任意事業は、公序良俗に反するものであってはならない。

事業者は、任意事業を行う場合、事業者は県に対し、任意事業の詳細を記載した書面を提示の上、県の承諾を得るものとする。

### (3) 事業方式

事業者は、再整備業務対象施設及び関連施設の再整備業務を実施するとともに、運営権設定対象施設の運営維持業務をPFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業として事業者の独立採算により、包括的に実施するものとする。なお、再整備業務対象施設については、事業者は、再整備業務を実施の後、当該再整備業務対象施設の所有権を県に移転した上で、運営維持業務を実施するものとする。

#### ① 運営権の設定等

県は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る鳥取県議会の議決が得られた後に、同法第22条第1項に基づき、事業者と特定事業契約を締結する。県は、事業者に対して運営権設定書を交付して、同法第2条第7項に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定する。

なお、運営権は、以下のとおり、運営権設定対象施設ごとにそれぞれ設定するものとし、事業者は、運営権設定後、法令に従って運営権の設定登録を行うものとする。

#### ア 再整備業務対象施設

それぞれの施設の再整備業務完了の日（再整備業務を終え、県の確認を得て再整備業務対象施設を県に引き渡す予定の日をいう。以下同じ。）の翌日

#### イ 春米発電所

特定事業契約締結日

#### ② 運営権の効力発生及び存続期間

#### ア 再整備業務対象施設

再整備業務対象施設に係る運営権は、II-4（1）③でいう応募者の提案に基づく再整備業務完了の日の翌日において、効力を生じ、当該日の20年後の当日の前日までを存続期間とする。なお、応募者は、再整備業務対象施設ごとに再整備業務完了の日を提案することができる。

#### イ 春米発電所

春米発電所に係る運営権は、2020年7月15日にその効力を生じ、2040年3月31日までをその存続期間とする。なお、事業者は、応募者が提案した日より、事業者による発電を開始するものとする。

### ③ 関連動産の譲渡

県は、県が所有している動産のうち、譲渡可能な動産を事業者に譲渡することを予定している。事業者は、当該動産の中で、その譲り受けを望む場合、県は、これを時価で売却する。譲渡可能な動産の詳細については、募集要項等において示す。

### (4) 事業期間

本事業は、2020年7月15日から運営権設定対象施設の運営権の存続期間の終期（運営権の存続期間の終期が発電所ごとで異なる場合は、そのうち最も遅い日。以下「事業終了日」という。）までを事業期間とする。

なお、春米発電所の運営維持業務開始以降、運営権設定対象施設の運営維持に必要な監視制御システムの整備に要する標準的な期間（2022年3月末日を予定）までの間は、県は、事業者から運営維持業務を受託し、県において当該業務を実施する。詳細については、競争的対話によることとする。

	再整備業務の期間	運営維持業務開始の日 (運営権効力発生日)	運営維持業務完了の日 (運営権の存続期間の終期)
小鹿第一発電所	2020年7月15日から 応募者が提案した日 まで	再整備業務完了の翌日	再整備業務完了の翌日の20 年後の応当日の前日
小鹿第二発電所			
日野川第一発電所			
春米発電所	—	2020年7月15日	2040年3月31日

※FIT認定の取得日の翌日から2年以内に既存発電設備を廃止すること。

※FIT認定の取得日から7年以内に発電設備の運転を開始すること。

※春米発電所は、現在県の直営による更新工事を実施中であり、2020年4月1日より発電を開始する予定である。

### ① 事業期間の延長

事業者は、県に対して春米発電所に係る運営権の存続期間の終期の2年前の応当日までに全ての運営権設定対象施設の運営権の存続期間の延長を申し出た場合において、期間が延長された場合に支払われるべき公共施設等の運営権の対価等の条件について県との間で合意がなされたとき、2055年3月31日まで事業期間を延長することができる（以下、当該事業期間の延長を「オプション延長」という。）。なお、本事業は、再整備業務対象施設の再整備業務を行うとともに、運営権設定対象施設である4発電所の運営維持業務を一体で行うものであり、一部の運営権設定対象施設を対象とした運営権の存続期間の延長を行うこと及び運営権設定対象施設ごとに異なる期間の延長を行うことは想定していない。

また、オプション延長がなされた場合において、事業者がオプション延長の終

了日の2年前の応当日までに運営権存続期間の延長を申し出た場合において、期間が延長された場合に支払われるべき運営権の対価等の条件について県との間で合意がなされた場合、更に15年間を事業期間として延長することができる。

## ② 事業期間終了時の取扱い

### ア 運営権

運営権は、運営権設定対象施設ごとに運営権の存続期間の終期（再延長を含めオプション延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下本号において同じ。）をもって当然に消滅する。

### イ 運営権設定対象施設

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者（以下「県等」という。）に引き渡さなければならない。

なお、本事業の実施のために事業者が所有する資産については、関連施設を除き、全て事業者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

### ウ 運営権設定対象施設以外の関連施設等

県は、事業者が自ら整備した関連施設において事業者との協議の上で県が引き取るものについては、事業期間終了日における残存簿価を基本として事業者と合意した額で買い取るものとする。

### エ 事業者による資産価値の増加を伴う投資等

事業者が、事業期間中に県の了承を得て実施した運営権設定対象施設の資産価値の増加を伴う投資等のうち、事業期間終了時点で、未償却残高が存在するものについて、事業者は、県等に、未償却残高相当額の支払いを求めることができるものとする。なお、事業者が資産価値の増加を伴う投資等を行った運営権設定対象施設は、県の所有に属し、事業期間内は事業者が運営維持を行うものとする。

また、事業者が任意事業の実施にあたり、自らの判断で行った任意事業に係る資産価値の増加を伴う投資等のうち、県等が事業期間終了後も当該投資等に係る資産を必要と認め、その引受けに伴う対価について事業者及び県等双方が合意したものについて、県等は、その引受け及び支払に応じるものとする。

### オ 業務の継続及び引継

県等への業務の引継は、事業期間内に行うものとする。

なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うと

ともに事業者の引継業務に係る費用は自らが負担しなければならない。

**(5) 本事業における利用料金等**

事業者は、利用料金収入として、運営権設定対象施設に係る再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約により得られる電気供給に対する対価（事業者が、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との間でFIT制度の新設区分の単価に上乗せした単価で供給する契約を締結した場合は、その上乗せ分を含む対価）を自らの収入とすることができる。

**(6) 本事業における費用負担**

事業者は、特定事業契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。ただし、関連施設を除き、再整備業務の実施に要する費用は県がその支払債務を負担の上、運営権対価の一括金の一部と相殺する。

**(7) 事業者が取得する権利等**

**① 事業者が取得する主な権利・資産等**

本事業に係る公共施設等運営権

**② 事業者が取得する必要がある主な契約等**

ア 送配電事業者との電力受給契約

イ 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定

**③ 県が引き続き保持する主な権利等**

**ア 河川法関連**

(ア) 第23条における流水の占有許可

(イ) 第24条における土地の占有許可

(ウ) 第26条における工作物の新築等の許可

**イ 特定多目的ダム法関連**

(ア) 第15条におけるダム使用权

**ウ その他**

(ア) 事業用地の借地権等

(イ) 地元漁業団体への補償

**(8) 有資格者の選任・届出**

事業者は、自身の費用と責任で、電気主任技術者、ダム水路主任技術者及びダム管理主任技術者を配置するものとする。

**(9) 県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力**

県は、事業者へ職員の派遣を行わない。

事業者は、自らが有するノウハウや創意工夫を最大限発揮し、本事業を遂行するものとする。

事業者は、各種申請・届出及び手続等において県の協力が必要な場合は、事前に県と協議するものとし、県は、これらの業務に可能な範囲で協力する。

**(10) 運営権対価**

**① 運営権対価の種別**

**ア 一括金**

一括金は、県が短期的に必要とする資金の額に、県が負担する再整備業務費相当額を加えた金額とする。なお、事業者は、県による春米発電所に係る運営権の設定後、別途定める支払期限までに前者の額を県に払い込むものとし、後者の額は、県による再整備業務対象施設に係る運営権の設定後、運営権対価の一括金と相殺するものとする。

**イ 分割金**

一括金を除く運営権対価を分割金とし、事業者は、毎年度一定額（別途定める契約利息を含む。）を県に対して支払うものとする。

**② 運営権対価の最低提案価格の基本的な考え方**

運営権対価の最低提案価格は、県が引き続き発電事業を実施する場合において、得られる利益の見込み額を基本として設定する。

なお、募集要項において、運営権対価の最低提案価格として、一括金、分割金の双方を提示することを予定している。一括金については、最低提案価格以上の提案は求めず、分割金についてのみ、最低提案価格を超える運営権対価の提案を求めるとともに、これを評価する予定である。

**3. 特定事業の選定方法に関する事項**

**(1) 特定事業の選定に当たっての考え方**

県は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインなどを参考に、県が自ら実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、PFI法第7条に基づき、本事業を特定



事業に選定する。

**(2) 特定事業の選定結果の公表**

県は、本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を、その評価の内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。

なお、本事業の客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

## 11. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定方法

本事業は、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業の優先交渉権者の選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行う。

### 2. 選定の基本的な考え方

本事業では、鳥取県営企業の設置等に関する条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、応募書類を次に掲げる基準に照らして審査して、最も効率的で適切に対象発電施設の運営、整備を行うことができると認める者を優先交渉権者として選定する。

- (1) 運営権設定対象施設の運営を安全かつ確実に実施することができること。
- (2) 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
- (3) 地域経済の発展に資すること。
- (4) 県の財政の健全化に資すること。

### 3. 募集及び選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。

時期	内容
2019年2月8日	実施方針等に関する質問又は意見の締切り
2019年3月20日	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答の公表
2019年3月下旬	特定事業の選定
2019年3月下旬	募集要項等の公表
2019年5月中旬	参加表明及び参加資格確認書類の受付
2019年5月下旬	参加資格確認結果の通知
2019年6月上旬	第一次提案書の提出期限
2019年6月中旬	第一次提案者へのヒアリング等
2019年6月下旬	第一次提案の審査結果の通知
2019年6月～10月	競争的対話の実施（現地見学会を含む）
2019年12月	第二次提案書の提出期限
2020年1月	第二次提案者へのヒアリング等
2020年2月	優先交渉権者の決定及び公表
2020年3月	基本協定の締結
2020年春～2020年夏	固定価格買取制度の事業計画認定取得及び接続契約の完了*
2020年6月	運営権設定の県議会への附議

時期	内容
2020年7月	運営権設定、特定事業契約の締結及び公表

\* 固定価格買取制度の事業計画認定取得及び接続契約の完了は、2020年度中において、事業者が確実にを行うこと。

#### 4. 応募者の参加資格要件

##### (1) 応募者の構成

- ① 本プロポーザルに応募できる者は、I-2(2)に掲げる業務を実施する予定の単独の事業者（以下「応募企業」という。）又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）のいずれかとする。
- ② コンソーシアムにより応募する場合は、構成する事業者（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称、本店の所在地及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員（以下「応募者」という。）は、本事業に係る特別目的会社の議決権株式（Ⅲ-4(2)に定める議決権付株式をいう。以下同じ。）の全てを保有するものとする。
- ⑤ 参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、応募者がⅡ-4(1)から(3)までの参加資格要件を満たさなくなった場合、県に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 第一次審査書類の提出以降において、第一次審査を通過しなかった又は第一次審査及び第二次審査を辞退した応募者については、第一次審査を通過した他の応募者への参加を認めない。
- ⑦ 参加表明書の提出以降、応募者は、同時に他の応募者となることはできないものとする。

##### (2) 応募者に共通の参加資格

応募者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条各号に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申

立てがなされていない者であること。

- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱又は鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止を受けていない者であること。
- ⑥ 応募者は、県が発注した「県営発電施設 P F I 手法検討調査及び導入可能性調査業務」及び本事業のアドバイザー業務である「県営発電施設 P F I 事業に係るアドバイザー業務」の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、東電設計株式会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦ 応募者は、Ⅱ-5（1）に示す「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦に定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

### (3) 応募者に求められる要件

応募者のうちいずれかの者は、定格出力が 1,000kW 以上の発電設備の発電事業の運営維持業務の実績を有することを要する。

### (4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から県による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、県はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

## 5. 審査及び選定手続

### (1) 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会の設置

優先交渉権者の決定にあたり、県は、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

なお、審査会は非公開とし、応募者が、優先交渉権者決定までに審査会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

#### (委員名簿)

氏名	所属・役職等
浅見 正和	公営電気事業経営者会議事務局長
川添 博光	鳥取大学大学院工学研究科教授
丸毛 裕治	鳥取県企業局長
光多 長温	公益財団法人都市化研究公室理事長
三輪 浩	鳥取大学大学院工学研究科教授
米田 裕子	鳥取県商工会連合会専務理事

### (2) 実施方針等に関する手続

#### ① 守秘義務対象資料の配布

守秘義務対象資料の配布を求める者は、2019年2月8日午後5時までに守秘義務に係る誓約書（様式1）を提出すること。

#### ② 実施方針等に関する説明会

実施方針等を公表した事実を周知するとともに、本事業に対する民間事業者の参入促進のため、実施方針等に関する説明会を開催する。

#### ③ 実施方針等に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

##### ア 受付期間

2019年2月8日（金）午後5時（必着）まで

##### イ 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（様式2）にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。

## ウ 提出先

〒680-8570

鳥取市東町1丁目271

鳥取県企業局経営企画課民間活力導入推進室

電子メールアドレス：kigyuu@pref.tottori.lg.jp

## エ 回答方法

県は、質問・意見及びその回答を2019年3月20日までに以下のURLの県のホームページで公開する。(質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨で掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。)

(回答内容を掲載した県のホームページのURL)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/270280.htm> (県営発電施設PFI事業のページ)

なお、以下「県のホームページ」とある場合は、このURLを指す。

## (3) 実施方針等の公表以降における手続

実施方針等の公表以降における手続は、以下のとおりを予定している。

### ① 実施方針の変更

実施方針等は、(2)の事業者からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある。なお、変更を行った場合には、県のホームページにおいて速やかに公表する。

### ② 募集要項等の公表及び募集要項等に関する説明会

募集要項等は、県のホームページで公表するとともに、その内容に係る説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、県のホームページで案内する。

### ③ 募集要項等に関する質問受付、回答の公表

募集要項等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を県のホームページで公表する。

なお、質問の提出及び回答方法については、募集要項等で示す。

### ④ 参加表明書の受付

応募者は、募集要項等で定めるところにより参加表明書に必要な書類を提出し、事前に県の資格確認を得なければならないものとする。

なお、参加表明書に関する詳細な手続及び様式は、募集要項等で示す。

## ⑤ 第一次審査の提出及び審査等

応募者は、第一次審査に必要な書類（以下「第一次提案書」という。）を募集要項の定めるところにより、県に提出することができる。

第一次提案書の主な記載内容及び審査の着眼点は、次を予定している。

なお、第一次提案書は、提案者からのプレゼンテーション及び一次提案書に対するヒアリングを行った上で評価し、県はその結果を基に評価点の上位から3者程度を第一次審査の通過者（以下「第一次審査通過者」という。）として選定し、通知するものとする。この場合において、県は、選定されなかった者に対してもその旨を通知する。

（主な記載内容）

- ア 本事業実施にあたっての基本的な取組方針及び事業の実施体制
- イ 運営権設定対象施設の運営を安全かつ確実に実施するための方針及び具体的な措置内容
- ウ 再生可能エネルギーの安定供給に向けた再整備業務及び運営維持業務に関する方針及び具体的な措置内容
- エ 本事業実施に当たっての県内企業関与の方針及び具体的な措置内容並びにその他県内の経済活性化のための方針及び措置内容
- オ 運営権対価確保に向けた事業の効率化
- カ 任意事業の内容（省略可）
- キ 類似業務の実績（発電事業運営、事業遂行、F I T認定手続）

（審査の着眼点）

- ア 本事業の実施意図の理解度及び遂行能力
- イ 安全かつ確実な運営に必要な能力
- ウ 再生可能エネルギーの安定供給、事業の効率化に向けた創意工夫
- エ 本事業遂行における県内事業者の関与度合い

## ⑥ 現地見学会

第一次審査通過者を対象に、現地見学会を開催する。なお、現地見学会の開催日時等の詳細は、第一次審査通過者に個別に通知する。

## ⑦ 競争的対話

県は、第一次審査通過者の選定後から第二次提案書の提出までの間に、第一次審査通過者と競争的対話（内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」中、3の（3）「競争的対話方式」のことをいう。）を行い、その結果を踏まえ、特定事業契約書（案）、要求水準書等の調整を行う。

競争的対話は、複数回実施することを予定しており、実施方法等の詳細については、募集要項において示す。

#### ⑧ 第二次提案書の提出及び審査等

第一次審査通過者は、第二次審査に必要な書類（以下「第二次提案書」という。）を募集要項の定めるところにより、県に提出することができる。

なお、県は、第二次提案書を提出した者を対象に、審査会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び第二次提案書に対するヒアリングを行う。県は、審査会の第二次提案書の評価結果を基に最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定し、その旨を通知する。この場合において、県は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

#### ⑨ 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、応募がない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、県は、優先交渉権者を選定せず、募集手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

#### ⑩ 募集手続の中止等

県は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を企業局のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

### (4) 優先交渉権者選定後の手続

#### ① 基本協定の締結

県と優先交渉権者は、特定事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項、運営権の設定に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として決定する。ただし、優先交渉権者との協議の結果、基



本協定の締結に至らなかった場合は、第二次審査における評価点が高い順に基本協定の協議を行う。

## ② 特別目的会社の設立等

基本協定を締結した選定事業者は、事業者となるために特定事業契約の締結前までに、特別目的会社を鳥取県内に設立しなければならないものとする。

## ③ 特定事業契約等の締結

県と選定事業者は、PFI法第22条第1項に基づく本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した特定事業契約を締結する。

また、県と事業者は、特定事業契約のほか、譲渡対象資産譲受契約、及びその他必要な契約を締結するものとする。

## 6. 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、県は、広報活動等に必要範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、特定事業契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

### (2) 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

### (3) その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

### III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 本事業の前提条件

本事業特有の条件のうち、主なものは以下のとおりである。

また、これらの条件に関し事業者に課される具体的な権利及び義務等については、特定事業契約書、要求水準書等のおりとする。

#### (1) 水利権及びダム使用权

河川の流水を占有する権利（以下「水利権」という。）及び特定多目的ダム法に規定するダム使用权はこれまで同様、引き続き県が保有するものとする。

なお、水利権の更新の際には、県が申請手続を行うものとするが、事業者は申請書類の作成等を行うものとする。

#### (2) 系統連系の接続契約

本事業においては、応募者の提案に基づき、現行の水利権の最大使用水量を上限として、水力発電所の出力規模が決定される。

本事業では、再整備業務対象施設については、応募者は、自らの費用と責任により、送配電事業者（中国電力株式会社（以下「中国電力」という。))から「系統連系に係る契約のご案内」を取得し、接続契約を締結することとする。なお、第一次審査通過者は、必要に応じて、接続相談、接続協議、接続契約の手続を、窓口である中国電力と協議することができる。

春米発電所については、春米発電所の運営維持業務の主体が事業者へと変更となることから、事業者は、春米発電所について県よりその事業承継を受けるものとし、事業者は県の合意のもと、中国電力へ事業承継の届出を行い事業承継に必要な手続を行うこととする。この場合、事業者は新たな系統連系に係る接続契約及び電力受給契約の申し込み手続は不要である。

#### (3) FIT 制度の申請

本事業では、再整備業務対象施設については、再エネ特措法第3条第1項に規定する調達価格が、同法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）第3条第13号又は第15号に規定する発電設備の区分等に適合することを前提としている。そのため、選定事業者は、自らの費用と責任により、2020年度までの間に認定された場合に適用される水力発電の新設区分の買取単価を前提とした申請手続の一切を行うものとし、確実に事業計画認定を取得することとする。なお、第一次審査通過者は、必要に応じて申請窓口である中国経済産業局へ事前相談をすることができる。

春米発電所については、県において既にFIT制度の新設区分の事業計画認定を取得している。事業者は、春米発電所については事業計画の変更認定申請を行い、県よ

り事業譲渡を受け再生可能エネルギー発電事業者名の変更に必要な手続を行うこととする。

#### (4) 売電先に対する制約

再整備業務対象施設の電力供給先は、再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約に基づき、送配電事業者となる。ただし、県は、小売事業者又は登録特定送配電事業者（以下「小売電気事業者等」という。）と送配電事業者との間における再生可能エネルギー電気に係る卸供給に関する契約（以下「特定卸供給契約」という。）の締結のもとに、事業者が再整備業務対象施設の電力を小売電気事業者等に売買することを内容とする提案を認めるものとする。

春米発電所については、県が中国電力との間で締結した接続契約及び電力受給契約を県が中国電力に対して手続を行うことでその契約上の地位を事業者に承継することを基本とする。ただし、事業者からの申し出に応じて県はこれを解約の上、事業者が新たに特定卸供給契約を締結し、当該発電所の電力を小売電気事業者等に売買することを妨げない。

## 2. リスク分担の基本的な考え方

県と事業者において適切な役割分担及びリスク分担を定める。予想されるリスクの分担は原則として別紙「リスク分担表」のとおりとし、本事業に特徴的な項目について以下に説明を付す。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については募集要項等に示す。

### (1) 不可抗力リスク

県及び事業者のいずれの責にも帰すべからざる事象であって、(イ)地震・洪水・地滑りその他の自然災害、(ロ)豪雨・暴風その他の異常気象であって本事業における運営権設定対象施設周辺において通常ないし定期的に発生する気象条件よりも過酷な異常気象、又は(ハ)暴動等の敵対的行為その他の人為的災害が生じ、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じ、復旧費用や逸失利益等の条件が、特定事業契約等に定める範囲を超える場合には、県が一定の負担を行う。なお、具体的な負担の条件、範囲及び方法については、募集要項等に示すものとするが、以下のとおりを予定している。

#### ① 再整備業務段階

工事目的物等の損害発生時の復旧は、事業者の費用負担でこれを行うものとする。ただし、特定事業契約に定めるところにより、県は次の費用を負担する。

ア 不可抗力に起因する設計条件変更（地盤の形質変更等）に係る再整備業務の増加費用（運営権対価との相殺を想定）

イ 特定事業契約の解除時の出来形部分の買取費用

## ② 運営維持業務段階

運営権設定対象施設の損害発生時の復旧は、事業者の費用負担でこれを行うものとする。ただし、その復旧対象が土木構造物であって、復旧費用額等の条件が特定事業契約に定める範囲を超えるときは、特定事業契約に定めるところにより、県が負担を行う。

また、不可抗力によって、事業者が本事業の一部又は全部を実施することができなかつた場合、県は、特定事業契約上の義務を一時的に免責する場合がある。その場合、不可抗力により履行困難となった場合の措置として、損害が発生した運営権設定対象施設の運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長が必要であると合理的に判断される場合には当該変更を行うものとし、その変更内容については県と事業者の間で協議の上で決定するものとする。

## (2) 施設瑕疵リスク

運営維持業務段階において運営権設定対象施設につき、県が募集要項等に開示していなかつた瑕疵又は事業者が応募に当たり認識できなかつた瑕疵が発見された場合、県は事業者に対し、当該瑕疵によって事業者に生じた損失について、特定事業契約で定める範囲で補償する。なお、具体的な負担の条件、範囲及び方法については、募集要項等に示すものとするが、その内容は以下のとおりを予定している。

### ① 再整備業務対象施設

事業者による再整備業務の実施にあたり、県が事業者既存施設を引渡す時点で当該既存施設に瑕疵が存在し、当該既存施設を改修せずに運営維持業務の用に供した場合（事業者が改修不要と判断して改修せずに運営維持業務の用に供した場合を含む。）であって、運営維持業務の開始後 24 ヶ月以内（以下「県の瑕疵担保責任期間」という。）に一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合には、県は、当該瑕疵の修復費用を特定事業契約に定めるところにより負担する。

また、当該瑕疵に起因して、事業者が本事業の一部又は全部を実施することができなかつた場合、県は、特定事業契約上の義務を一時的に免責する場合がある。その場合、履行困難となった場合の措置として、損害が発生した運営権設定対象施設の運営権存続期間の延長又は運営権対価の支払期限の延長が必要であると合理的に判断される場合には当該変更を行うものとし、その変更内容については県と事業者の間で協議の上で決定するものとする。

次の瑕疵については、事業者の負担とする。

ア 県の瑕疵担保責任期間の経過後に発見又は通知された既存施設の瑕疵

イ 事業者による改修を実施した再整備業務対象施設の瑕疵

## ② 春米発電所

本事業の実施に先立ち県が再整備を行った部分については、事業者による運営維持業務の実施にあたり、県から事業者への対象施設の引渡時点で存在していた瑕疵で、運営維持業務の開始後対象施設の区分に応じた一定期間内に一切の発電が不能な状態を招く物理的な瑕疵が発見された場合、県は、当該瑕疵の修復費用を特定事業契約に定めるところにより負担を行う。

ただし、募集要項等で県による再整備の対象外と示された部分については、再整備業務対象施設における措置と同様とする。

### 3. 事業者の責任の履行確保に関する事項

事業者が特定事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、特定事業契約及びモニタリング計画に定めるところにより、事業者による自己点検等（以下「セルフモニタリング」という。）に加え、県による本事業の実施状況の確認等（以下「モニタリング」という。）を行う。

#### (1) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、本事業の実施に関し、要求水準書（案）に定める基準に基づく業務の遂行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を適切に保存するものとする。

事業者は、セルフモニタリングの結果について、県の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するものとする。

その他、セルフモニタリングの詳細については、募集要項等において示す。

#### (2) 県によるモニタリング

県は、事業者が特定事業契約に定められた業務を確実に遂行し要求水準を充足する運営を行っているか確認するために業務の監視・確認を行う。

モニタリングの結果、運営等の成果が要求水準及び特定事業契約に定めた条件に適合しないと判断される場合には、県は業務内容に対する改善指示等を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、要求水準未達の場合の措置等については、募集要項等において示す。

### 4. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

#### (1) 運営権等の処分

事業者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、特定事業契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、抵当権設定その他の担保提供（以下「処分」

という。)を行ってはならない。

県は、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、P F I 法第 26 条第 3 項に定める基準に従い、譲渡の是非を判断するとともに、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、P F I 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。

県は、事業者に対して融資を行う融資機関のために、各運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合、当該融資及び抵当権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、当該融資機関との間で下記VI-2 記載の直接協定が締結された場合には、合理的な理由なく抵当権の設定を拒否しないものとする。

## (2) 株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権付株式及び完全無議決権株式を発行することができる。なお、議決権付株式に係る新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみに係る新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

### ① 完全無議決権株式

事業者は、会社法に基づき、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。また、完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、運営権者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たした上で株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 「鳥取県暴力団排除条例」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ P F I 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

### ② 議決権付株式

事業者は、議決権付株式を発行する場合、基本協定書によりあらかじめ認められたものを除き、事前に県の承認を得るものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は第三者に対して処分を行おうとするときは、事前に県の承認を

得るものとする。

#### IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1. 事業対象地

要求水準書（案）のとおりとする。

##### 2. 対象施設

要求水準書（案）のとおりとする。



## V. 契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 特定事業契約に定めようとする事項

特定事業契約に定める主な事項は以下の事項とすることを想定している。

#### (1) 基本契約

- ・ 契約当事者呼称
- ・ 総則
- ・ 事業実施の準備
- ・ 対価の支払方法
- ・ 適正業務の確保
- ・ 責任・損害分担
- ・ 契約の終了
- ・ 知的財産権
- ・ 雑則

#### (2) 再整備契約

- ・ 第1章 総則
- ・ 第2章 事前調査
- ・ 第3章 設計
- ・ 第4章 建設
- ・ 第5章 引渡
- ・ 第6章 適正業務の確保
- ・ 第7章 対価支払
- ・ 第8章 契約終了
- ・ 第9章 知的財産権
- ・ 第10章 雑則

#### (3) 公共施設等運営権実施契約

- ・ 第1章 総則
- ・ 第2章 事業実施の準備
- ・ 第3章 公共施設等運営権
- ・ 第4章 運営維持業務
- ・ 第5章 適正業務の確保
- ・ 第6章 責任・損害分担
- ・ 第7章 契約終了

- ・ 第8章 知的財産権
- ・ 第9章 雑則

## 2. 疑義が生じた場合の措置

特定事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、県と事業者は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、特定事業契約において定める。

## 3. 準拠法及び管轄裁判所の指定

特定事業契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、特定事業契約に関連して発生した全ての紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、特定事業契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

なお、本事業は、再整備業務対象施設の再整備業務を行うとともに、運営権設定対象施設全ての運営維持業務を一体で行うものであり、一部の施設を対象とした部分解除を行うことは考えていない。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に認められる場合、Ⅲ-3（2）のモニタリングに基づく改善指示を受けたにも関わらず一定期間の間には是正が認められない場合、その他PFI法第29条第1項第1号のいずれかに該当した場合には、県は、特定事業契約を解除することができるものとする。

この場合において、事業者は、県に対して、特定事業契約に定める違約金を支払うとともに、違約金額を超過する実損害額がある場合には当該超過額を賠償しなければならないものとする。その上で、県は、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するものとする。

#### (2) 県の事由により本事業の継続が困難となった場合

県において、県の事情により、公益上やむを得ない必要が生じた場合には、県は、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより、特定事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、県は、事業者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。

また、事業者は、県の責めに帰すべき事由により、特定事業契約に定める一定の事由が生じたときは、特定事業契約を解除することができる。

その場合において、県は、事業者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。

#### (3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、県又は事業者は、特定事業契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、特定事業契約に基づき、県及び事業者が協議して定めるものとする。

## 2. 融資機関と県との協議

県は、本事業の継続性を重視する観点から、事業者に対し資金供給を行う融資機関との間において、事業の実施に支障をきたした場合において融資機関の介入により事業の修復を円滑に推進することを目的とした直接協定を締結することがある。

## VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、業務遂行に重大な影響を及ぼす新たな法令上の義務、又は税制上の負担が生じる場合、特定事業契約の定めにより、県と事業者で協議を行うものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力する。

### 3. その他の協力に関する事項

県は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて事業者に協力するものとする。

## VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

### 2. 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

### 3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。